



報道関係者 各位

令和3年8月10日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新田 純康

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和3年8月8日（日）、埼玉労働局職業安定部需給調整事業課（さいたま市中央区新都心11-2。以下「需給調整事業課」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、8月6日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口にはアクリル板を設置の下、終日マスクを着用し勤務していましたが、7日（土）に発熱し、8日（日）にPCR検査を受けたところ、同日に感染が確認されたものです。

需給調整事業課では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りのかかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。